

# 大分県防災ヘリコプター運航管理要綱

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 防災航空隊（第4条－第8条）
- 第3章 運航管理（第9条－第19条）
- 第4章 安全管理（第20条－第21条）
- 第5章 教育訓練（第22条－第23条）
- 第6章 事故防止対策（第24条－第26条）
- 第7章 雑則（第27条－第28条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この要綱は、大分県防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の運航管理等について必要な事項を定め、防災ヘリの安全かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

### （他の法令との関係）

第2条 防災ヘリの運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### （用語の定義）

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 防災ヘリ等 防災ヘリ、防災ヘリ用装備品、防災業務活動用装備品等をいう。
- 二 防災業務 防災ヘリを使用して行う救急活動、救助活動、火災防御活動、災害応急対策活動その他の防災活動に関する業務をいう。
- 三 航空隊員 防災ヘリに搭乗し防災業務に従事する消防保安室防災航空隊の職員をいう。
- 四 自隊訓練 航空隊員の基本技術及び応用技術の習得並びに向上等を図るため、独自で行う訓練をいう。
- 五 運航計画 防災ヘリを効率的に運航するため、防災業務、自隊訓練等について定める飛行計画をいう。
- 六 委託会社 県が防災ヘリの操縦、整備点検等の運航管理業務を委託する運航会社をいう。

## 第2章 防災航空隊

### (防災航空隊の設置)

第4条 生活環境部防災局消防保安室に防災航空隊（以下「航空隊」という。）を置き、県央飛行場内の基地で勤務する。

2 航空隊員は、防災ヘリに搭乗し、防災業務に従事する。

3 航空隊に、隊長、副隊長、隊員及び防災航空管理アドバイザー（以下「運航安全管理者」という。）を置く。

### (防災航空管理監)

第4条の2 生活環境部防災局消防保安室に防災航空管理監（以下「運航責任者」という。）を置き、運航責任者は航空隊に勤務する。

### (隊長の任務)

第5条 隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督して防災業務に安全かつ効率的な活動の遂行に努めなければならない。

### (副隊長の任務)

第6条 副隊長は、隊長を補佐し、隊員を指揮監督して防災業務の万全を期さなければならない。

2 隊長に事故があるときは、消防保安室長があらかじめ指名する副隊長がその職務を代行する。

### (隊員の任務)

第7条 隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、防災ヘリの性能と災害等の状況に即応した防災業務に努めなければならない。

2 隊員は、防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認するとともに関係法令等を遵守し、所期の目的を達成するよう努めなければならない。

### (防災ヘリに搭乗する者の指定)

第8条 運航責任者は、防災ヘリを運航する場合には、搭乗する航空隊員を指定するとともに、運航目的、任務等を明示して当該運航の責任体制を明確にしなければならない。

## 第3章 運航管理

### (総括管理者)

第9条 防災ヘリの運航管理の総括は、防災局長（以下「総括管理者」という。）が行う。

### (運航管理責任者)

第10条 防災ヘリの運航管理に関する事務は、消防保安室長（以下「運航管理責任者」という。）が掌理する。

(運航責任者)

第 11 条 運航責任者は、航空隊において防災ヘリの運航管理及び航空隊の安全確保等に関する事務を処理する。

(運航指揮者)

第 12 条 運航指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が防災ヘリに搭乗しないときには、運航責任者があらかじめ指名した防災ヘリに搭乗する副隊長の中から運航指揮者を指定する。

2 運航指揮者は、防災ヘリに搭乗中、隊員を指揮監督して防災業務の万全を期さなければならない。

(運航安全管理者)

第 13 条 運航安全管理者は、航空機の運航その他の航空消防活動に関する専門的な知見を有する者をもって充てる。

(運航する防災ヘリ等)

第 14 条 運航責任者は、法第 23 条及び第 25 条に定める技能証明書を有する委託会社の整備士による整備点検を受けなければ、防災ヘリを運航させてはならない。

2 運航責任者は、装備品を適正に管理し、防災ヘリ等の性能を最大限に発揮できる状態にしておかななければならない。

(運航基準)

第 15 条 防災ヘリは、次の各号に掲げる活動で、防災ヘリの特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

一 救急活動

大分県防災ヘリコプター緊急運航基準第 1 に定めるもの。

二 救助活動

大分県防災ヘリコプター緊急運航基準第 2 に定めるもの。

三 火災防御活動

大分県防災ヘリコプター緊急運航基準第 3 に定めるもの。

四 災害応急対策活動

大分県防災ヘリコプター緊急運航基準第 4 に定めるもの。

五 広域航空消防相互応援活動

ア 消防組織法第 44 条に規定する緊急消防援助隊に係わる活動

イ 近県等との応援協定による相互応援活動

六 災害予防対策活動

ア 災害危険箇所等の調査

イ 各種防災訓練等への参加（他の地方公共団体の長からの要請を含む。）

ウ 住民への災害予防の広報

七 自隊訓練

## 八 一般行政活動

### 大分県防災ヘリコプターの一般行政利用に関する取扱要領に基づく一般行政活動

- 2 防災ヘリの運航は、気象条件及び点検整備等により運航できない場合を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、必要がある場合は、日の出から日没までとする。
- 3 総括管理者が特に必要と認める場合は、第15条第1項の規定にかかわらず運航することができる。

#### (通常運航)

第16条 前条第1項第六号から第八号までに掲げる運航は通常運航とする。

- 2 運航責任者は、防災業務、自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、通常運航にかかる計画（以下「運航計画」という。）を定め、運航管理責任者に報告しなければならない。
- 3 運航計画は、大分県防災ヘリコプター年間運航計画表（様式第1号）及び大分県防災ヘリコプター月間運航計画（様式第2号）により定めるものとする。
- 4 大分県防災ヘリコプターの一般行政利用に関する取扱要領及び、大分県防災ヘリコプター市町村防災訓練等参加に関する取扱要領は別に定める。

#### (緊急運航)

第17条 第15条第1項第一号から第五号までに掲げる運航は緊急運航とする。

- 2 緊急運航は、通常運航に優先する。
- 3 防災ヘリの通常運行中に緊急運航を要する事態が生じた場合、運航責任者は、直ちに緊急運航に移行する旨を運航指揮者に指示しなければならない。
- 4 緊急運航の要請があった場合、運航責任者は防災ヘリの運航及び航空隊員の安全を確保したうえで直ちに運航を指示しなければならない。ただし、運航責任者が不在の場合には、隊長又は第12条第1項に規定する運航指揮者が運航を指示するものとする。
- 5 前項の指示をした者は、速やかに運航管理責任者にその内容及び安全確保について報告しなければならない。
- 6 運航管理責任者は、前項の報告を受けた場合、必要に応じ国（消防庁）、他県及び警察本部に連絡するとともに、特に重大な事項については総括管理者に報告しなければならない。
- 7 緊急運航に関し、必要な事項は別に定める。

#### (情報連絡及び飛行報告)

第18条 運航指揮者は、防災ヘリの搭乗中に得た重要な情報等について、運航責任者に報告しなければならない。運航責任者は、必要な事項について運航管理責任者に報告しなければならない。

- 2 運航指揮者は、防災ヘリに搭乗し業務を終了したときは、運航状況等について、運航責任者に報告しなければならない。運航責任者は、緊急運航を除き飛行報告書（様式第3号）を作成し、運航管理責任者に報告しなければならない。
- 3 運航指揮者は、緊急運航を行ったときは、運航責任者にその内容を報告しなければならない。運航責任者は、緊急運航報告書（様式第4号）を作成し、速やかに運航管理責任者に報告しなければならない。

（飛行場外離着陸場）

第19条 運航責任者は、市町村、消防局及び各消防本部（以下「消防本部等」という。）と協議し、防災業務を円滑に遂行するため、法第79条ただし書の規定に基づく飛行場外離着陸場及び法第81条の2に基づく緊急離着陸場を確保しておかなければならない。

- 2 運航責任者は、前項の飛行場外離着陸場を調査し、常にその実態把握に努めるものとする。
- 3 飛行場外離着陸場に関し、必要な事項は別に定める。

#### 第4章 安全管理

（安全管理）

第20条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める防災ヘリの運航限界等指定書を踏まえ、防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

- 2 運航管理責任者は、防災業務の遂行に当たり、航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期さなければならない。
- 3 運航責任者は、防災ヘリの安全運航、航空隊員の安全確保及び防災業務の効率的かつ安全な遂行に万全を期さなければならない。
- 4 運航指揮者は、防災業務の遂行に当たっては、運航責任者の指示に基づき、航空隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効率的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。
- 5 運航安全管理者は、運航の安全を確保する観点から、運航責任者、運航指揮者、その他の隊員及び機長に対し、防災ヘリの運航、航空消防活動の実施、航空消防活動従事者の健康管理その他必要と認める事項に関する助言を行わなければならない。

（安全を誓う日）

第21条 航空隊は、事故の再発防止と安全運航を誓うため、5月1日を「大分県防災航空隊 安全を誓う日」として定める。

## 第5章 教育訓練

### (隊員等の教育訓練)

第22条 総括管理者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制並びに施設、設備及び教材の整備を図り、航空隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

- 2 運航管理責任者は、防災業務を効率的に行うため、関係機関と連携のうえ、必要な訓練を実施しなければならない。
- 3 運航責任者は、関係機関と連携のうえ、安全管理に万全を期して教育訓練を実施しなければならない。
- 4 運航安全管理者は、消防防災ヘリコプターの運航に関する基準（令和元年消防庁告示第4号。）、第13条に規定する教育訓練等基本計画及び第14条に規定する教育訓練等実施計画の立案、これらの業務に必要な調査研究等を行わなければならない。教育訓練計画等基本計画及び教育訓練等実施計画については別に定めるものとする。

### (自隊訓練)

第23条 運航責任者は、運航計画に基づき、自隊訓練を実施しなければならない。

- 2 運航責任者は、自隊訓練の安全管理に万全を期すため、訓練毎に作成する訓練計画に基づき事前に安全確認を行うとともに、訓練計画書及び確認結果を運航管理責任者に報告しなければならない。
- 3 運航指揮者は、運航責任者の指示に基づき、隊員を指揮監督して自隊訓練の実施に万全を期さなければならない。

## 第6章 事故防止対策

### (捜索及び救難体制の確立)

第24条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いがある場合又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しなければならない。

### (航空事故発生時の措置)

第25条 運航指揮者は、防災ヘリに搭乗中、防災ヘリの故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど万全の措置を講じ、その状況を運航責任者及び最寄りの航空局空港事務所に直ちに報告しなければならない。

- 2 運航責任者は、前項の報告を受け、又は前項に関する情報を入手した場合には、前条に規定するところにより、直ちに所要の捜索救難活動を開始するとともに、その旨を運航管理責任者に報告しなければならない。
- 3 運航管理責任者は、前項の報告を受けた場合は、その旨を直ちに総括管理者に報

告しなければならない。

(事故報告)

第 26 条 総括管理者は、法第 76 条第 1 項に規定する事故が発生した場合には、国土交通大臣に報告しなければならない。

2 総括管理者は、前項の規定する事故が発生した場合には、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

## 第 7 章 雑則

(記録及び報告)

第 27 条 運航責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、防災業務に関する記録を整理しておかなければならない。

(その他)

第 28 条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、平成 9 年 2 月 3 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 9 年 6 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 3 年 2 月 9 日から施行する。